

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市商工会運営事業補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	佐渡市における商工業の改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的に、小規模事業者の基盤の強化及び持続的な発展に寄与する佐渡市内の商工会が行う事業に必要な経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市内の商工会
補助対象経費	経営改善普及事業、地域総合振興事業、施設管理事業に要する対象経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	対象経費の1/3
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/3（国県等の補助金を除き市単独）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	数値目標として明記できるものはない
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	市内の商工会を補助することで小規模事業者の基盤強化と持続的な発展に寄与するもの
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	市内商工会に限定される
事業担当	（担当部署） 地域産業振興課 産業振興係
	（電話番号） 0259-67-7863（直通）